

V

(1) 申請する金額を○で囲み、申請額を記入してください。(初めて申請される方は必ず記入してください。2回目以降は、特に必要がない限り空白で構いません。)

送付したり災証明書(1通)

**世帯全員の続柄と本籍地がわかる取得から
3カ月以内の住民票を送付してください**

区分	今回申請(A)		受給済(B)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
全壊	100万円	75万円			住民票謄本 預金通帳の写し り災証明書 その他()
解体(半壊・敷地被害)	100万円	75万円			
長期避難	100万円	75万円			
大規模半壊	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	

**世帯の単数・複数、被害の程度によって
○で囲み、申請額を記入してください**

**申請用紙に記入した口座の通帳の
支店名・口座番号・名義人フリガナ
記載部分をコピーしてください**

申請額(A-B): **100** 万円

(2) 申請する加算支援金について該当する金額を○で囲み、申請額を記入して下さい。

区分	今回申請(C)		受給済(D)		備考(添付書面等)
	複数世帯	単数世帯	複数世帯	単数世帯	
建設・購入	200万円	150万円			契約書の写し 預金通帳の写し その他()
補修	100万円	75万円			
賃貸住宅 ※公営住宅入居者除く	50万円	37.5万円	50万円	37.5万円	

**加算支援金は住宅に関する契約後に
申請となります**

**申請者と住宅販売会社の署名・捺印、新しい住宅の住所と金額が記載されたページの写しが必要
(表面のⅡ現在の住所と相違がある場合、公共料金領収書写しも提出してください)**

申請額(C-D): **200** 万円

注1) 備考欄の添付書面は、該当する書類を提出してください。
注2) それぞれの支援金について、申請額を記入し、最終的な支給額になります。申請額が最も多いものを「」の欄に記入してください。

※注意

震災当時双葉町内に住んでいたことが分かる証明書類が必要になります。住民票だけでは震災発生時に町内に住んでいたことがわからない場合や震災後に世帯の人数に変更があり2名以上から1名となった場合は、住民票除票や戸籍の附票等の提出が必要になります。

双葉町で居住されていた住宅が借家の場合は賃貸借契約書の写しの提出も必要になります。

世帯全員が亡くなられた場合は、被災者生活再建支援制度を申請することはできません。

東日本大震災

双葉町